



韓国での 「特許活用」への関心

最近、韓国の特許業界では「特許活用」「特許売買」「発明資本」といった言葉が多く取り上げられています。同時に「パテントロール」の権利行使から韓国の企業を保護しなければならないという主旨の新聞記事も多く目立ちます。

韓国の政府は、政府と企業の共同出資及び出捐で5000億ウォンの発明資本を作り出すという計画を立て、この発明資本を運用するための知的財産専門会社である「インテレクトチュアル・ディスカバリー (Intellectual Discovery、以下IDという)」を、2010年9月16日に発足させました。IDは最近韓国の大学及び企業の優秀特許を開発して活用し、収益化する活動を本格的に開始したそうです。

一方、グローバルNPE (Non-Practicing Entity) の一つとして知られているインテレクトチュアル・ベンチャーズ (Intellectual Ventures、以下IVという) は、最近大手企業を相手に特許侵害訴訟を提起したり、ライセンス契約を締結したということが新聞を通じて話題になっています。IVは、2007年に韓国で支社 (以下IV Koreaという) を設立した事があります。IV Koreaについては、韓国の大学の特許を買い入れしていた矢先、2010年頃職員が多数退社して、活動が大幅に縮小されているという情報を最近聞いたことがあります。筆者が韓国の数箇所の大学のTLO関係者から聞いたところによれば、彼らはIV Koreaの活動に対して否定的あるいは批判的な見方を持っていたようです。

IV Koreaが韓国で活躍できなかった原因として、韓国の大学の特許競争力が弱かったということもあったと個人的には思います。

特許競争力と言うと、優れた技術という土台の上に当該技術を安定的に活用できる特許として権利化させる能力を含みますが、韓国の大学の場合、権利化する経験と能力が相対的に足りていない場合が多かったと考えられます。次に、韓国の大学の技術を活用するプロセスにおいて、意思決定の過程が複雑であるという点も挙げられると思います。すなわち、発明者である大学教授や研究員の意思と特許出願の経費を負担する大学やTLOの意思が一致しない場合、特許化と特許の活用に対する意思決定は遅れるしかなかったと考えられます。実際に筆者が聞いたところによれば、IV Koreaが大学の特許や技術の買入れを進めて行く過程で、発明者である大学教授とTLOの意思が一致せず、成功にいたらなかった場合があったようです。

三星経済研究所は「進化する特許ビジネス」というタイトルの報告書「三星経済研究所、2010年12月2日発行、林榮模(リム・ヨンモ)著」を出したことがあります。当報告書は特許を巡る多様なビジネスを紹介しながら、韓国での最近の特許活用に向けた関心の高さを明らかにしています。当報告書によると、韓国は積極的な特許出願で数的には世界上位である一方で、収益創出と防御力の面では脆弱で、2008年技術貿易赤字がOECD国家の内、最下位から2番目とあります。当報告書は、韓国の企業の特許競争力はまだ質的な面では脆弱との見方を示しています。

最後に、個人的に関心の高かったIDの実務チームで活動している柳英哲 (ユ・ヨン Chol) 博士と、インタビューした内容を紹介します。写真はインタビューに応じてくれて

いる柳博士の様子です。

インタビュー内容

筆者：IDは、具体的に特許からどのような方法で収益を創出していくことになるのでしょうか。

柳博士：IDの主要事業分野は、ライセンス事業、IPプール事業、IP投資金融事業、そしてまだ対外的に広く知れ渡ってはいませんが、IPコンサルティング事業の四種類です。IDは収益を追い求めながらも、公共の利益に反してはいけないという使命を維持することが、すべての事業の根幹を成しています。

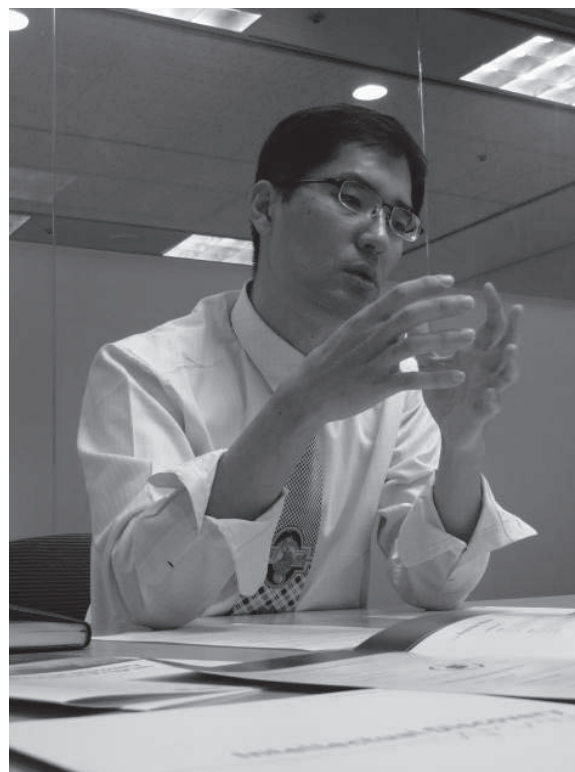
筆者：IDの事業分野は、最近韓国で広く知られているIVとはどのような点が違うのでしょうか。

柳博士：まずIDは、発明から事業化までの全週期に関与するという点と、長期的な観点で投資を進めていく点が特徴です。例えば、IPインキュベーション事業のような場合、発明の初期から関わり、事業化に至るまで関わるということに比重を置いています。さらには、IDは長期的な観点で収益を期待しています。

筆者：IDの事業分野が、非常に広範囲であると思いますが、その点に対してはどうお考えですか。

柳博士：似たような評価を聞いたことがあります。IDは短期間に収益を出そうとは思っていません。長期的に多様な事業を進めていきながら、時間を経て主力分野が決まることもあります。未だ事業の初期段階ですので、多様な事業分野に対して可能性を開いておき、事業を進めていくことになると思います。特に、発明から事業化まで全週期にわたって事業を進めていくことに変わりはありません。

筆者：公共の利益に反してはいけないという



使命を維持するとおっしゃいましたが、もう少し詳しく説明していただけますか。

柳博士：ある人が、IDが目指さなければならぬ方向を、パテント・エンジェルと表現したことがあります。適切な表現だと思います。韓国政府が関与しているということもあり、道徳的に非難を浴びる事はあってはならないことだと思っています。

以上

筆者紹介

金 成鎬 (きむ そんほ)

韓国弁理士。1997年に韓国弁理士資格取得。
2000年、GIP特許法律事務所をソウルにて創業、2004年には、グローバル・アイビー東京特許業務法人に入所。両事務所のパートナーを務める。主に日本企業の韓国国内の出願業務及び韓国企業の韓国国内外の出願業務を担当。